

株式会社ケーブルテレビ若狭小浜 ケーブルテレビサービス契約約款

株式会社ケーブルテレビ若狭小浜（以下「当社」といいます。）は、放送法の規定に従い、ケーブルテレビサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これに基づき以下の条項によるサービスを提供します。

（当社が提供するサービス）

第1条 当社は、業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

- (1) 当社が放送可能な地上テレビジョン放送の同時再放送サービス
- (2) 衛星放送及び、通信衛星による放送の同時再放送サービス
- (3) 自主放送サービス
- (4) データ放送サービス
- (5) 上記事業に付帯するサービス業務

（業務区域）

第2条 当社が業務を行う区域は、小浜市全域とします。

（契約の成立）

第3条 当社への加入契約は、加入者が予めこの約款を承認した上で署名捺印した所定の加入申込書を提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。

2. 当社は、次の場合には、加入契約を承諾しない場合があります。

- (1) 引込線の設置、又は、保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- (2) 加入契約の申込みをした人が利用料金その他の債務（この約款に規定する利用料金及び利用料金以外の債務をいいます。）の支払いを現に怠り、又は、怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（加入契約金）

第4条 加入者は、加入契約成立後、当社が指定する方法により別表1に定める加入契約金を支払うことによりケーブルテレビ加入契約の権利を取得する必要があります。

（利用料金）

第5条 加入者は、別表2に定める利用料金を支払うものとします。

2. 利用料金は、サービス開始の翌月から支払うものとします。
3. 毎月の利用料金は、その月の27日に支払うものとし、口座振替を原則とします。
4. 利用料金の中には、NHK、WOWOW及び有料チャンネル等、別途必要な受信料は含まないものとします。
5. 当社が利用料金を改定する場合は、その月の3ヶ月前までに加入者に通知します。
6. 当社の責により、連続7日以上第1条のサービスが停止した場合は、その停止した日数分の利用料金は返還するものとします。ただし、天災、事変その他この施設の責に帰することの出来ない事由によるサービス提供の停止に基づく場合は返還しないものとします。

（施設の設置及び費用の負担）

第6条 加入者は、別表3に定める新規引込工事費用及び、保安器の出力端子以降の加入者の施設設置に要する費用を負担するものとします。

（セットトップボックスの取扱い）

第7条 セットトップボックスは、当社が加入者（基本番組1以外の契約者）にレンタル（500円/月 消費税別）するものとします。

2. セットトップボックスを設置する場合、加入者は、別表3に定めるSTB取付費用を当社に支払うものとします。
3. セットトップボックスを故意、又は、過失により破損、紛失した場合は、その修復に要する実費相当額を当社に支払うものとします。
4. セットトップボックスの故障による障害が発生した場合は、当社が速やかにその処理にあたり復旧に要する費用は当社が負担します。

（B-CASカードの取扱いについて）

第8条 B-Sデジタル放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（C-CASカードの取扱いについて）

第9条 C-Sデジタル放送用ICカード（以下「C-CASカード」という。）に関する取扱いについては、当社の「C-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（施設の所有権）

第10条 施設の所有区分については、当社の局舎から各世帯の保安器までを当社の所有とし、保安器から宅内施設を加入者の所有とします。

（休止及び復帰）

第11条 加入者が一時休止及び復帰するときは、その希望する日の10日前までにその旨を記載した所定の届出書の提出を要します。

2. 休止する際は、セットトップボックスを当社に一度返却するものとします。
3. 休止期間を超え尚1カ年を経過し復帰しないときは、原則として自然解約とします。
4. 休止する場合、加入者は、別表3に定める休止手数料及び、第5条の規定による利用料金を休止する当月分まで当社に支払うものとします。
5. 復帰する場合は、復帰した当月分から第5条の規定による利用料金を当社に支払うものとします。

（契約の解除）

第12条 加入者が契約を解除するときは、その希望する日の10日前までにその旨を記載した所定の届出書の提出を要します。

2. 前項による加入契約金の払戻金は、加入契約金から加入期間の施設減価償却分（償却期間5年）を控除した残額を払い戻すものとします。ただし、月割り償却はしないものとします。
3. 契約解除により引込線を撤去する場合、加入者は、別表3に定める引込線撤去費用を当社に支払うものとします。
4. 加入者は、第5条の規定による利用料金を契約解除の当月分まで当社に支払うものとします。
5. 当社は、第1項の届出書の未提出に起因する契約解除日の遅延があった場合、既に支払われた利用料金の返還はしないものとします。

（初期契約解除）

第13条 当社は、放送法その他の法令による初期契約解除制度の適用がある契約の場合、契約成立後に契約内容を記載した書面を加入者へ交付します。加入者は、当社からの書面を受領した日から起算して8日間以内は、書面による契約の解除をすることができます。

2. 前項による契約解除の効力は、加入者が書面を発送した時に生じます。
3. 加入者は、契約の解除までの期間において提供を受けた利用料金および既に工事が実施された場合の工事費を当社に支払うものとします。当該請求に係る額は、別表2および別表3に記載した額となります。
4. 当社は、契約に関連して加入者から金銭等を受領している際には、当該金銭等を加入者に返還します。但し、前項による請求額を除きます。
5. 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、加入者が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、加入者は、改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

（設置場所の無償提供及び便宜の提供）

第14条 当社は、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結について地主、家主、その他利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関しては加入者が責任を負うものとします。

(施設の保守)

第15条 当社の保安責任範囲は、局舎から保安器までとし、その施設に故障事故等が生じた場合、修復費は当社が負担します。

2. 当社は、加入者からの異常のある旨申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、保安器の出力端子以降で当社が所有する以外施設に起因する事故の場合は、加入者の責任とし修復に要する費用は、加入者の負担となります。
3. 加入者は、当社が施設の調査、点検、修理等を行う場合、必要上サービス提供が一時的に停止することがあることを承認し、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を提供するものとします。
4. 加入者は、故意、又は、過失により当社の施設に故障をもたらした場合、その施設修復に要する費用を負担する義務を負います。

(設置場所の変更)

第16条 加入者が転居等によって保安器の設置場所の移転を行う場合、当社の施設の区域内に限って契約を継続することができます。

2. 加入者は、同一敷地内でセットトップボックスの設置場所を変更することができます。ただし、保安器の設置場所の移動を必要とする場合は、その日の10日前までに当社に申し出る必要があります。
3. 当社の施設の地域内の転居等による移転を行う場合は、その日の10日前までに当社に申し出るものとします。
4. 第2項及び、第3項による工事費用は、加入者の負担となります。

(名義の変更)

第17条 名義変更は、次の場合にケーブルテレビ加入契約の権利を譲渡することにより成立します。

- (1) 同一世帯での変更
- (2) 相続による変更
- (3) 譲渡による変更

2. 第1項(3)の譲渡とは、建物を含めた全ての権利を譲り渡す場合であり、ケーブルテレビ加入契約の権利のみを他人に譲り渡すことはできません。
3. 第1項による名義変更を行う場合は、その旨を記載した所定の届出書を当社に提出し、当社の承諾を得る必要があります。
4. 第1項による工事が必要な場合の費用は、変更後の名義人が負担するものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第18条 加入者は、加入申込書記載事項に変更があった場合、速やかにその変更を当社に申し出る必要があります。

(基本番組変更及びセットトップボックス台数変更)

第19条 基本番組変更及びセットトップボックス台数変更については、随時変更の申し出ができます。

(遵守事項)

第20条 加入者は、次に掲げる事項を遵守する義務を負います。

- (1) 当社が所有する施設を無断で改変、又は、増設をしないこと。
 - (2) セットトップボックスの分解、又は、改造をしないこと。
 - (3) 加入者がテーブル、配線等によりこの施設のサービスを第三者に提供することは有償、無償を問わず禁止します。
2. 前項(1)及び、(2)の規定に違反した場合は、当社が該当修復工事を行うものとし、その費用は、加入者の負担となります。

(加入者の契約違反によるサービスの提供停止及び契約の解除)

第21条 加入契約金や利用料金の支払い遅延(2ヶ月)等、加入者がこの約款に違反する行為をした場合、当社は、サービスの提供を停止、又は、契約を解除する場合があります。

(加入者個人情報の取扱い)

第22条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づく他、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針(当社ホームページ<<http://www.channel-oh.jp>>により参照)に基づいて適正に取り扱います。

(放送内容の変更)

第23条 当社は、止むを得ない事情によりサービス内容を変更することがあります。この場合、変更によって生ずる損害の賠償には応じません。

(定めなき事項)

第24条 この約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び、加入者は、協議の上、誠意をもって解決にあたるものとします。

附 則

- (1) 当社は、特に必要があると認められる場合には、この約款に特約を付することがあります。
- (2) この契約約款は、平成9年8月より適用します。
この契約約款は、平成26年4月1日より改定適用します。
この契約約款は、平成28年6月10日より改定適用します。

別表1 加入契約金(加入契約金は消費税込)

加入契約金	50,000円/契約
-------	------------

別表2 利用料金(利用料金は消費税別)

番組構成	利用料金	
	1台目	2台目以降
基本番組1	1,500円/月	無料
基本番組2	2,300円/月	1台追加につき500円/月
基本番組3	2,700円/月	1台追加につき500円/月

※基本番組2および3の1台目の料金の中には、セットトップボックスレンタル料1台分の500円を含みます。

2台目以降については、セットトップボックスレンタル料が追加となります。

別表3 施設等に係る費用(施設等に係る費用は消費税別)

項目	金額
新規引込工事	20,000円/箇所
STB取付	5,000円/台
(録画機能付)STB取付	19,000円/台
休止手数料	2,000円/回
引込線撤去	6,000円/箇所

株式会社ケーブルテレビ若狭小浜 インターネット接続サービス契約約款

サービス名 おーちゃんネット
約款制定日 平成 22 年 4 月 1 日
会社名 (株)ケーブルテレビ若狭小浜
住所 福井県小浜市小浜津島 76-1
電話番号 0770-52-7200

第 1 章 総 則

第 1 条 (約款の適用)

株式会社ケーブルテレビ若狭小浜 (以下「当社」といいます。)は、当社の一般放送施設 (放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 126 条第 2 項に規定する一般放送施設およびこれに接続される受信設備をいう。)の線路 (有線電気通信法 (昭和 28 年法律第 96 号) 第 2 条第 2 項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款 (以下「約款」といいます。)と並びに当社が別に定めるチャンネル 0 インターネット接続サービスに係る料金表 (以下「料金表」といいます。)により、インターネット接続サービスを提供します。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2.料金及び重要な部分の変更は、事前に当社のホームページや広告、もしくは、加入者への通知等、広く周知を図るものとします。

第 3 条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備	電気通信を行うための機器、用具、線路その他の電気設備
2.電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の用に供すること
3.電気通信回線設備	送信の場所と受診の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5.インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6.加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
7.加入者	当社と加入契約を締結している者
8.加入契約回線	当社との加入契約に基づいて当社が設置する電気通信回線
9.端末設備	加入契約回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
10.ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、インターネット接続サービスに係る設備との間の信号変換機能を有する電気通信設備
11.自営端末設備	加入者が設置する端末設備
12.自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって端末設備以外のもの
13.相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
14.技術基準	端末設備等規則 (昭和 60 年郵政省令第 31 号) で定める技術基準
15.消費税相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 加入契約

第 4 条 (インターネット接続サービス)

料金表に定めたとおりです。

第 5 条 (加入契約の単位)

当社は、加入契約回線 1 回線ごとに 1 の加入契約を締結します。この場合、加入者は 1 の加入契約につき 1 人に限ります。

第 6 条 (最低利用期間)

インターネット接続サービスについては、最低利用期間があります。

2.前項の最低利用期間は、インターネットサービス利用料の最初の課金月から起算して 1 年間とします。但し、当社が実施するキャンペーン等の条件として、別に期間を設けた場合は、その期間が最低利用期間となります。

第 7 条 (加入契約回線の終端)

当社は、加入者が指定した場所内の建物又は工作物において、ケーブルモデムを設置し、これを加入契約回線の終端とします。

2.当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

3.加入者は、ケーブルモデムを本来の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用し、加入契約が終了したときは、当社に返還するものとします。

4.加入者は、次の各号の行為はできないものとします。万一違反した場合は、当社は契約の解除及び損害金を請求する権利を有するものとします。

(1) ケーブルモデムの転貸、譲渡、買入れ等を行うこと

(2) 第 10 条 (加入契約回線の移転) による場合を除き、ケーブルモデムを定められた場所から移動したり、接続を変更すること

5.加入者は、ケーブルモデムの性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外観上の瑕疵がある場合を除き、ケーブルモデムの交換は要求できないものとします。

6.当社は、ケーブルモデムの老朽化又は性能が劣化した場合等、当社の費用負担によりケーブルモデムを取り替え又は回収することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。

第 8 条 (加入契約申込みの方法)

加入契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の CATV ご加入申込書を当社に提出していただきます。

2.料金表に定めるインターネット接続サービス

3.その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第 9 条 (加入契約申込みの承諾)

当社は、加入契約の申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの運用上支障があるときは、その承諾を延期することがあります。

3.当社は、第 1 項の規定にかかわらず、次の場合には、加入契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 加入契約回線の設置、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。

(2) 加入契約の申込みをした人がインターネット接続サービスの料金その他の債務 (この約款に規定する料金及び料金以外以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条（加入契約回線の移転）

加入者は、加入者の負担により、同一の構内又は建物内における、加入契約回線の移転を請求できます。

2.加入契約回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、加入契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3.当社は、第1項の請求があったときは、第9条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

4.第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第11条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）

当社は、加入者から請求があったときは、インターネット接続サービスの一時的に中断（その加入契約回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第12条（その他の契約内容の変更）

当社は加入者から請求があったときは、第8条（加入契約申込みの方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2.前項の請求があったときは、当社は、第9条（加入契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第13条（譲渡の禁止）

加入者が加入契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第14条（加入者が行う加入契約の解除）

加入者は、加入契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことについて記した当社所定の解約届を提出いただきます。

2.前項による加入契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去します。但し、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第15条（初期契約解除）

当社は、放送法その他の法令による初期契約解除制度の適用がある契約の場合、契約成立後に契約内容を記載した書面を加入者へ交付します。加入者は、当社からの書面を受領した日から起算して8日間以内は、書面による契約の解除をすることができます。

2.前項による契約解除の効力は、加入者が書面を発した時に生じます。

3.加入者は、契約の解除までの期間において提供を受けた利用料金および既に工事が実施された場合の工事費を当社に支払うものとします。当該請求に係る額は、料金表に記載した額となります。

4.当社は、契約に関連して加入者から金銭等を受領している際には、当該金銭等を加入者に返還します。但し、前項による請求額を除きます。

5.当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、加入者が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、加入者は、改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

第16条（当社が行う加入契約の解除）

当社は、次の場合には、その加入契約を解除することがあります。

(1) 第19条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた加入者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 電気通信回線の地中化等、当社又は加入者の責めのない事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、且つ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2.第19条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその加入契約を解除することがあります。

3.当社は、第1項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

4.当社は、第1項の規定により、その加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去します。但し、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 回線相互接続

第17条（回線相互接続の請求）

加入者は、その加入契約回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電機通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した書面を当社に提出していただきます。

2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等により、その接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

第18条（回線相互接続の変更・廃止）

加入者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2.前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第4章 利用中止及び利用停止

第19条（利用中止）

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事業やむを得ないとき。

(2) 第20条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2.前項の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。但し、緊急でやむを得ない場合にはこの限りではありません。

第20条（利用停止）

当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払いを要することとなったもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、インターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 加入契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) 第34条（利用に係る加入者の義務）の規定に反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線、又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号の他、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2.当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする期日及び期間を加入者に通知します。

第5章 利用の制限

第21条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

第6章 料金等

第22条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入契約金、利用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、別に定める料金表によるものとします。

2.料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第23条（料金等の支払い義務）

加入者は、この約款に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日が属する月の翌月（ケーブルモデムの提供については、その提供を開始した日が属する月の翌月）から起算して、加入契約の解除

があった日が属する月（ケーブルモデムの廃止については、その廃止があった日が属する月）までの期間について、当社が提供するインターネット接続サービスの料金表に規定する利用料等の支払いを要します。またその期間が第6条（最低利用期間）の規定に満たない場合は、最低利用期間を満たすまでの利用料等の支払いを要します。

2.前項の加入契約の解除があった日については、第14条（加入者が行う加入契約の解除）の規定による解約日を当社に提出した日、又はケーブルモデムの廃止があった日のことであり、加入者がインターネット接続サービスを不要と判断した日の属する月から加入契約の解除があった日の属する月までの期間について、既に支払われている利用料等の料金の返還はしません。

3.第1項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、加入者はその期間中の利用料等の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(3) 前2号の規定による他、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、第31条（責任の制限）の規定により取り扱うものとします。

4.当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第24条（加入契約金の支払い義務）

加入者は、第8条（加入契約申込みの方法）の規定に基づき加入契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、当社ケーブルテレビ加入を行っている以外の加入者については、料金表に規定する加入契約金の支払いを要します。

第25条（手続きに関する料金の支払い義務）

加入者は約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。但し、その手続きの着手前にその加入契約の解除、又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第26条（工事に関する費用の支払い義務）

加入者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。但し、工事の着手前にその加入契約の解除、又は請求の取り消し（以下この条において「解約等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2.工事の着手後、完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

第27条（割増金）

加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によって支払っていただきます。

第7章 保守

第28条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第29条（加入者の維持責任）

加入者は、自営端末設備、又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

第30条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備修理、又は復旧します。

第31条（加入者の切り分け責任）

加入者は、自営端末設備、又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備、又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備、又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備とその他電気通信設備の修理を請求していただきます。

2.前項の確認に際して、加入者から請求があった場合には、当社の指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。

3.当社は、前項の試験により当社の電気通信回線その他当社の電気通信設備に故障がないと判断した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備、又は自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第8章 損害賠償

第32条（責任の制限）

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が続いたときに限り、加入者の損害を賠償します。

2.前項の場合において、当社の責により連続7日以上第1条のサービスが停止した場合は、その停止した日数分の利用料金は返還するものとします。但し、天災事変その他この施設の責に帰することの出来ない事由によるサービス提供の停止に基づく場合は返還しません。

3.当社の故意、又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第33条（免責）

当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定による他は、何らの責任も負いません。

2.当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理、又は復旧の工事にあたって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意、又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3.当社は、この約款等の変更により自営端末設備、又は自営電気通信設備の改造、又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。但し、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定、又は変更により、現に加入契約回線に接続されている自営端末設備、又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社はその改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第9章 雑則

第34条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、もしくは保守することが著しく困難であるとき、又は料金その他債務の支払いを現に怠り、もしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。但し、この約款において別段の定めがある場はその定めるところによります。

第35条（利用に係る加入者の義務）

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。

2.加入者は、当社、又は当社の指定する者が設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物への立ち入り求めた場合は、これに協力するものとします。

3.加入者は、当社が加入契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこととします。但し、天災事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4.加入者は、通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5.加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6.加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7.加入者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

8.加入者は、当社のインターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしないものとします。

(1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを取録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示、又は送信する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (8) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、又は掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれがあるメールを送信する行為
- (11) 他者の設備等、又は当社のインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (12) その他法令もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、又は不利益を与える行為
- (13) 前各号のいずれかに該当する行為の教唆、又はほう助にあたる行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為

第 36 条（技術的事項及び技術資料の開覧）

当社は、当社のインターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び加入契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を当社において開覧に供するものとします。

第 37 条（営業区域）

営業区域は、小浜市内とします。

第 38 条（開覧）

この契約約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は開覧に供します。

第 10 章 附 則

第 39 条（疑義の解釈）

この契約約款の解釈に疑義が生じた場合は、当社が検討の上回答します。

第 40 条（適用開始）

この契約約款は、平成 22 年 4 月 1 日より適用します。

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日より改定適用します。

この契約約款は、平成 28 年 6 月 10 日より改定適用します。

料金表

インターネットサービス利用料金

インターネット速度	月額利用料金（税別）
最大 200Mbps	3,500 円

オプションサービス

サービス内容	月額利用料金（税別）
メールの追加 （最大 4 個まで）	300 円 （初期登録料 1,000 円）

加入契約金及び施設等に係る費用

項 目	金 額	備 考
加入契約金（税込）	50,000 円	ケーブルテレビ既加入者(加入物件) は不要
新規引込工事（税別）	20,000 円	ケーブルテレビ既加入者(加入物件) は不要
標準工事（税別）	15,000 円	加入者負担額 7,500 円（税別）
標準工事以外の付帯工事	実 費	

備 考

当社ケーブルテレビサービスの利用のために既に加入契約金の支払いが済んでいる加入者（加入物件）の場合、加入契約金のお支払いは不要です。

引込工事は、当社伝送路から加入物件の屋外に設置する当社保安器までの通信線の敷設工事をいいます。既にケーブルテレビの利用を開始されている加入者（加入物件）の場合、工事費のお支払いは不要です。

標準工事は、屋外設置の当社保安器から屋内に設置するケーブルモデムまで通信線を敷設し、ケーブルモデムと当社のセンターモデムを接続するために必要な最小限の工事であり、その通信線の長さが 20m 以内で施工できる工事をいいます。

料金の支払い方法

支払い方法	振替日
口座振替（原則）	毎月 27 日

備 考

取扱金融機関は小浜市内に本店、又は支店がある金融機関に限ります。

振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振替となります。